

鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

平成 19 年 7 月 18 日

規則第 18 号

最終改正 平成 30 年 2 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 3 号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）第 3 条各号に掲げるものとする。

(要配慮個人情報)

第 1 条の 3 条例第 2 条第 4 号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（委託等を行うに当たっての措置）

第2条 実施機関は、条例第9条第2項の受託業務を行わせようとする場合には、次に掲げる事項を委託契約書等に明記し、これを遵守させるものとする。ただし、契約等の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 個人情報の取扱責任者に関する事項

(2) 秘密保持及び事故防止に関する事項

(3) 目的外使用の禁止に関する事項

(4) 第三者への閲覧又は提供の禁止に関する事項

(5) 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項

(6) 外部持出しの禁止に関する事項

(7) 返還又は廃棄等の義務に関する事項

(8) 再委託等の禁止又は制限に関する事項

(9) 立入調査に応じる義務に関する事項

(10) 報告義務に関する事項

(11) 契約の解除に関する事項

(12) 損害賠償に関する事項

(13) 事故時の責任に関する事項

(14) 従業者の明確化に関する事項

(15) 従業者に対する監督・教育の義務に関する事項

(16) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護について必要な事項

2 実施機関は、条例第11条第2項又は条例第11条の3の規定により保有個人情報を含む情報の集合物を外部に提供するとき（本人に提供するときを除

く。)は、当該提供を受ける者と次に掲げる事項について覚書を取り交わさなければならない。

- (1) 保有個人情報の取扱責任者に関する事項
- (2) 秘密保持及び事故防止に関する事項
- (3) 目的外使用の禁止に関する事項
- (4) 第三者への閲覧又は提供の禁止に関する事項
- (5) 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
- (6) 返還又は廃棄等の義務に関する事項
- (7) 立入調査に応じる義務に関する事項
- (8) 報告義務に関する事項
- (9) 損害賠償に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の保護について必要な事項
(個人情報取扱事務の登録等)

第3条 条例第14条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、個人情報取扱事務登録簿(別記様式)による。

2 条例第14条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報の主な収集先
- (3) 個人情報の利用状況及び提供の有無
- (4) 個人情報の処理形態
- (5) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (6) 個人情報が記録されている主な公文書の名称

3 条例第14条第3項第3号の規則で定める個人情報取扱事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの
- (2) 1年以内に廃棄し、又は消去することとなる個人情報のみを記録する公文書を取り扱う事務
- (3) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又

は取得する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

- (4) 公務員等又は公務員等であった者に係る個人情報を取り扱う事務のうち、会議の構成員の名簿等専ら職務の遂行に関する個人情報を取り扱う事務
(法定代理人の資格喪失の届出)

第4条 条例第15条第2項の規定により開示請求をした法定代理人は、開示決定等の通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を当該開示請求を受けた実施機関に届け出なければならない。保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 前項前段の規定は、条例第30条第2項の規定により訂正請求をした法定代理人について準用する。この場合において、前項前段中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と読み替えるものとする。

3 第1項前段の規定は、条例第38条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項前段中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と読み替えるものとする。

(本人等の確認に必要な書類)

第5条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 本人が請求する場合 次のア又はイに掲げる書類のいずれか

ア 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真が貼付されたものに限る。)、在留カード、特別永住者証明書又は写真が貼付された公の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書

イ アに掲げるもののほか、当該請求者が本人であることを確認するに足りると実施機関が認める書類

(2) 法定代理人が請求する場合 次のア及びイに掲げる書類

ア 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類

イ アに掲げるもののほか、戸籍謄本その他その資格を証明する書類であつて当該請求者が法定代理人であることを確認するに足りると実施機関が認めるもの

2 前項の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。

（郵送による開示請求等）

第6条 開示請求は、郵送により開示請求書を提出することにより行うことができる。この場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

(1) 本人が開示請求をする場合 前条第1項第1号に定める書類のうち複数のものの写し

(2) 法定代理人が開示請求をする場合 前条第1項第2号アに定める書類のうち複数のものの写し及び同号イに定める書類の写し

2 開示請求をする者が写し等の送付による保有個人情報の開示を希望する場合においては、前条第1項第1号及び第2号アに掲げる書類は、住所が記載されているものでなければならない。ただし、住民票の写し若しくは住民票に記載をした事項に関する証明書（住所が記載されているものに限る。）又はこれらの書類の写しで当該開示請求者の住所が真正であることを確認するに足りると実施機関が認めるものを併せて提出する場合は、この限りでない。

3 第1項の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。

（開示の実施の方法）

第7条 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで及び第4項に掲げるものを除く。） 当該文書又は図画（条例第26条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号におい

て同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画(次号から第4号まで及び第4項に掲げるものを除く。) 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての条例第26条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ等に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ等に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号に掲げるもの及び次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの(不開示情報を含む場合にあってはイ及びエに掲げる方法を除く。)

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

- エ 当該電磁的記録をフロッピーディスク等に複写したものの交付
- (4) 電磁的記録（前号エに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 同号ア又はウに掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープ等に複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープ等に複写したものの交付
- （開示請求等の特例）

第8条 実施機関は、条例第27条第1項の規定により簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を選定したときは、当該個人情報の内容並びに開示申出をすることができる期間及び場所を告示するものとする。これらを変更し、又は当該個人情報を廃止するときも、同様とする。

（運用状況の公表）

第9条 条例第50条の規定による保有個人情報の開示等の運用状況の公表は、毎年8月末までに、その前年度における運用状況を取りまとめて告示して行うものとする。

- 2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項
 - ア 開示請求の件数及び開示決定等の状況
 - イ 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況
 - ウ 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況
 - エ 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等及び開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況
 - オ 苦情の申出の件数及びその処理の状況

(2) その他必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年２月１２日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年３月２４日規則第４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年２月２１日規則第１号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

個人情報取扱事務登録簿

		登録番号		
個人情報取扱事務の名称				
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称		登録 主 管 課	課 電話番号 内線	
登録（変更）年月日		年 月 日（ 年 月 日変更）		
個人情報の利用目的		根拠法令等 ()		
本人として公文書に記録される個人情報の対象者の範囲				
個人 情報 の 記 録 項 目	基本的事項	☐ 識別番号 ☐ 個人番号 ☐ 氏名 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所・居所 ☐ 電話番号 ☐ 本籍・国籍 ☐ その他()		
	心身の状況（要配慮個人情報に該当するものを除く。）	☐ 健康状況 ☐ 身体 of 状況 ☐ 性質・性格 ☐ その他()		
	家庭生活の状況	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ その他()		
	社会生活の状況	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他()		
	資産・収入	☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ 貸付状況 ☐ その他()		
	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 障害の状況 ☐ 健康診断等の結果 ☐ 保健指導等の内容 ☐ 刑事事件に関する手続が行われたこと。 ☐ 少年の保護事件に関する手続が行われたこと。		
	その他	☐ 意見・要望 ☐ 相談・苦情 ☐ その他()		
個人情報の収集方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ その他()		
個人情報の主な収集先		☐ 本人 ☐ 当該実施機関内の他の組織() ☐ 当該実施機関以外の広域連合の機関等() ☐ その他()		
個人情報の利用状況及び目的外利用の根拠		☐ 登録主管課のみで利用 ☐ 登録主管課以外の組織() でも [☐ 目的内 ☐ 目的外] に利用		
		目 的 外 利用の根拠	☐ 法令等 () ☐ 条例第 1 1 条第 2 項第 号該当	
個人情報の提供の有無及び目的外提供の根拠		☐ 有 [☐ 目的内 ☐ 目的外] ☐ 無		
		目 的 外 提供の根拠	☐ 法令等 () ☐ 条例第 1 1 条第 2 項第 号該当	
個人情報の提供先		☐ 本人 ☐ 当該実施機関以外の広域連合の機関等() ☐ その他()		
個人情報の処理形態		☐ 電子計算機処理（システム名：) ☐ 手作業処理		
個人情報取扱事務の委託の有無		☐ 有（委託内容：) ☐ 無		
個人情報が記録されている主な公文書の名称				
備考				